

大学(学校に置く大学院含む)、短期大学、高等専門学校または専門学校の学生を受け入れる事業者

**助成内容** 対象経費は事業者がインターンシップ受け入れに関する経費負担のうち、移動前の出発地から本市までの往路に係る旅費(10万円限度)、本市に滞在する経費(1日につき2千円)。

### ■起業チャレンジ支援事業補助金

市内の地域資源を活用し、起業や第二創業を目指す取り組みを支援します。  
**対象事業** 地域資源を活用した起業または第二創業により創り出される事業

※ここでいう地域資源とは、市内で採れる農林水産物のことをいいます。

**対象者** 次のすべてに該当する方

・市内に住所かつ事業所を設置または設置予定で、起業、第二創業が確定である具体的な計画を有する個人または法人

・起業または第二創業において、2名以上の新規常用雇用が伴うこと(3親等以内の親族除く。)

・許可等を要する業種の場合は、既に当該許可等を受けているもの、または当該許可等を受けることが確実に認められるもの

・非営利団体でないこと

・暴力団関係者等の反社会勢力でないこと

・市税を滞納していないこと

・補助対象外業種でないこと(別に定められています。)

### ■助成内容(対象経費)

・事業拠点費に係る設備費、機械器具費、構築物費で、対象経費の3分の2以内の額(200万円を限度。)

・事業促進費に係る謝金、賃借料、広告宣伝費、人件費、情報通信費で、対象経費の3分の2以内の額(100万円を限度。)

### ■新製品開発等支援事業補助金

地域資源の価値を再発見し、創意工夫による新製品開発等に対する取り組みを支援します。

**対象事業** 次のすべてに該当すること

・市内の中小企業者が実施する事業で、地域資源を活用した新製品等の研究試作品開発で、実現可能な具体的事業計画を有すること

・助成内容(調査研究・製品等開発)の対象経費が10万円を超える事業であること

※ここでいう地域資源とは、市内で採れる農林水産物のことをいいます。

**対象者** 次のすべてに該当する方

・市内に工場または事業所を有する中小企業者(一部除く。)

・3名以上の常用雇用者がいること

### ■助成内容(対象経費)

・調査研究に係る調査費、委託費、研修費、謝金で対象経費の3分の2以内の額(100万円を限度。)

・製品等開発に係る原材料費、設備導入費、設備借上料、外注加工費、費用弁償で対象経費の3分の2以内の額(200万円を限度。)

### ■専門家派遣制度

経営の向上を図ることを目指して第二創業・新分野進出、新製品開発等に取り組む事業者を支援します。

**対象事業者** 次のすべてに該当する方

・第二創業・新分野進出、新製品開発等を行い、経営の向上を目指す意欲ある方

・第二創業・新分野進出、新製品開発等に係る目的・目標が明確である方

・専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況にあると判断されること

**支援内容** 対象事業者が第二創業・新分野進出、新製品開発等の課題に応じた専門家を派遣してもらう際の、専門家へ支払う謝金・交通費を市が負担します。(1事業所2回まで。1回あたり上限4万2千円。)

・専門家派遣については、市と対象事業者で協議し、テーマに沿った専門家を選定します。また、事業者が自ら依頼した専門家でも可能です。

※支援を受けるには、専門家派遣実施計画書を提出いただき、対象事業者として認められる必要があります。

## 商工支援事業

### ■信用保証料補助事業

中小企業者が金融機関から新潟県信用保証協会の債務保証付きで融資を利用する際に発生する信用保証料の一部を助成します。

**対象者** 「補給対象制度」を新潟県信用保証協会の債務保証付き融資で利用

される方(平成25年4月1日から平成26年3月31日までの融資が対象) 詳しい助成内容についてはお問い合わせください。

### ■空き店舗対策事業補助金

空き店舗を活用して新規開業される際に、改装費や賃借料の一部を補助します。

※着工前に申請をする必要があります。

**対象者** 市内で過去に商業施設として

利用された建物を活用し、新たに事業を営もうとする方。ただし、1年以上営業を運営できる方に限ります。

※対象区域が定められていますので、詳細についてはお問い合わせください。

**対象業種** 設備工事業、情報通信業、卸売・小売業、一般飲食店、医療業、教育・学習支援業、サービス業など(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の開業は、補助対象外。)

**助成内容**

・**改装費** 開業前に改装する補助経費の2分の1以内の額(50万円以上の工事を対象とし、限度額は50万円。)

・**賃借料** 賃借料の2分の1以内の額(限度額は1月あたり5万円)

各制度の申請方法や詳しい内容についてはお問い合わせください。

### お問い合わせ

市役所産業振興課(商工振興係・企業支援係) ☎63-3791